

令和8年度 保育所・認定こども園 利用申し込みのご案内



北広島町役場 こども家庭課 こども未来係

Tel：0826-72-7350（こども家庭課直通）

Tel：0120-316-111

（固定電話専用町民向けフリーダイヤル）

北広島町役場 各支所 住民係

芸北支所 Tel：0826-35-0111

大朝支所 Tel：0826-82-2211

豊平支所 Tel：0826-83-1122

令和8年7月1日改訂

北広島町

目次

1. 要確認事項	2
2. 利用申し込みから入所決定までの流れ	3
3. 利用のための認定	4
4. 1号認定（教育標準時間認定）	5
5. 2・3号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）	6
6. 入所申し込みの必要書類	9
7. その他の申請書類	18
8. 災害時の対応	21
9. 給食	22
10. 副食費対象者フローチャート	22
11. 令和8年度 北広島町保育施設情報	23
12. 子育て支援センター	30
13. 病児・病後児保育事業	31
14. ファミリー・サポート・センター事業 について	32
15. 一時預かりについて	32

1. 要確認事項



○ならし保育

北広島町では保育施設に初めて入所される子どもには、「ならし保育」を行うことができます。就業前の1～2週間前からの施設入所を申し込むことができますので、利用申し込みの際は、「利用を希望する期間」にこの期間を含んでお申し込みください。なお、ならし保育の初日から入所日として設定しますので、ならし保育期間も含め利用者負担額が必要になります。ただし、4月1日からの新規入所児童の3月下旬からのならし保育は実施しません。ならし保育が必要な場合は、4月1日から行うことができます。

○随時入所及び、育児休業からの復職に伴う新規利用申込み

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）の期間での申請受付は、令和8年4月1日入所の児童を対象としています。4月1日以降の随時入所の申込み受付期間については、P3記載のとおりです。

また、育児休業からの復職に伴う年度途中での新規利用申し込みについては、随時入所として取り扱いますので、お間違いのないようご注意ください。

○土曜日の利用

原則として両親ともに保育が必要な状況（就労・看護・介護等）であることが条件となります。

○保育無償化

無償化の期間は、保育認定の児童は満3歳になった後の4月1日から小学校入学時までの3年間です。認定こども園の第1号認定の児童は、満3歳から無償化の対象となります。保育料無償化に伴い、今まで保育利用料に含まれていた副食費（給食のおかず代、おやつ代など）が実費徴収となり、在籍している認定こども園、私立保育所へ直接お支払いいただくことになります。公立保育所に在籍されている方は役場こども家庭課が徴収します。ただし、「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「生計を一にする世帯に属する子どものうち18歳未満の第3子以降の子ども」については、副食費が免除されます。

○保育利用料

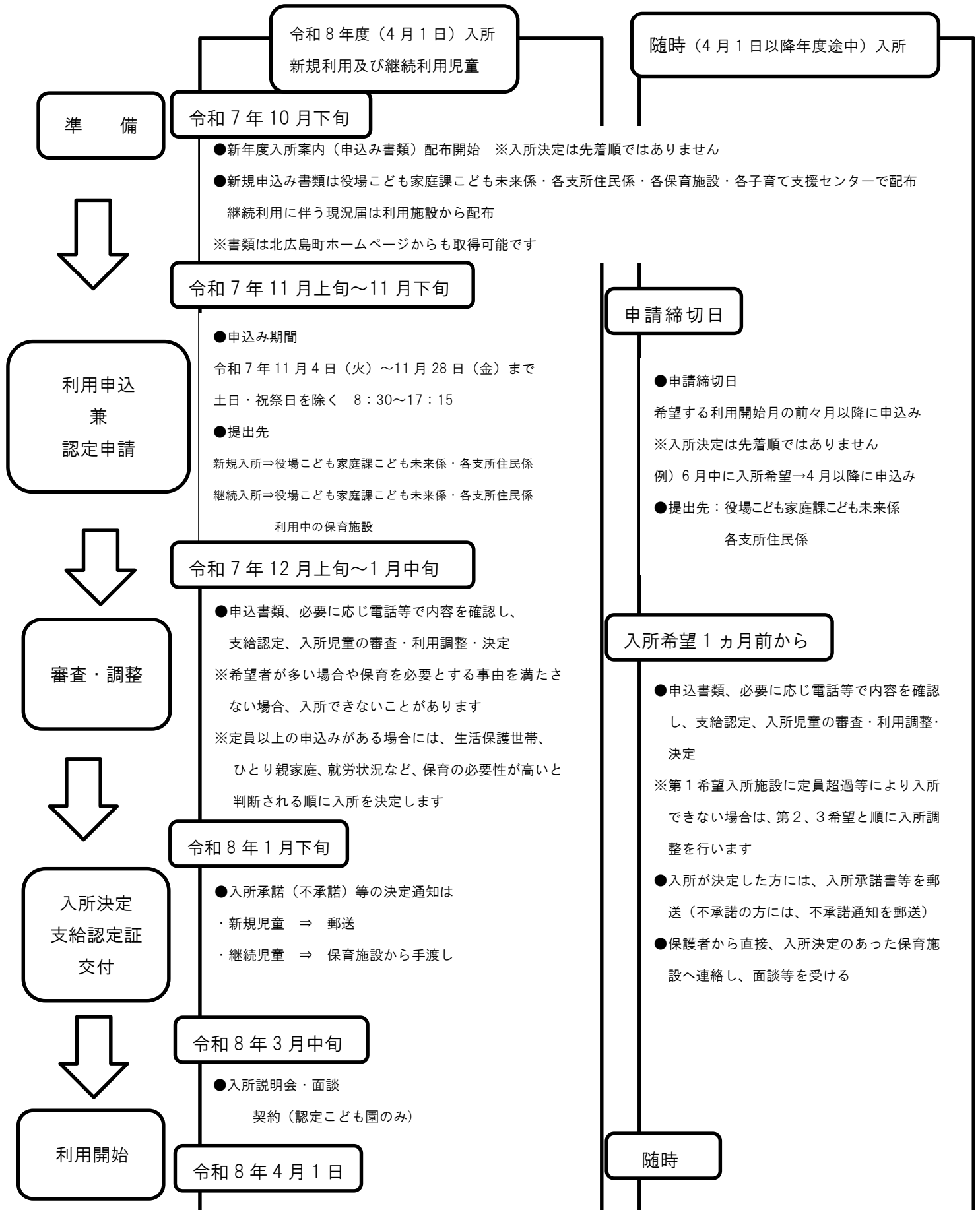
私立保育所、公立保育所の保育利用料は、役場こども家庭課が徴収します。原則、町内の金融機関での口座振替となります。毎月月末（但し、12月は25日の予定）（土日等休日のときは翌日以降の平日）に処理を行いますので預金残高の確認をお願いします。認定こども園の保育利用料は、利用施設から直接請求があり、お支払いとなります。

○育児休業に入るときは「育児休業証明書」、育児休業から復職する場合は「就労証明書」の提出が必要になります。

○入所後の留意事項

当初の申込記載内容に変更が生じた場合（例 妊娠・出産⇒育児休業）、利用者負担額等が変わる可能性があります。速やかに、役場こども家庭課こども未来係又は各支所住民係で変更の手続きを行ってください。審査により認定内容の変更が認められた場合は翌月初日から適用となるため、月途中での認定変更は行いません。また、年度途中の認定変更（例 2・3号認定⇒1号認定）は、入所定員の関係等（定員超過など）で、できない場合があります。

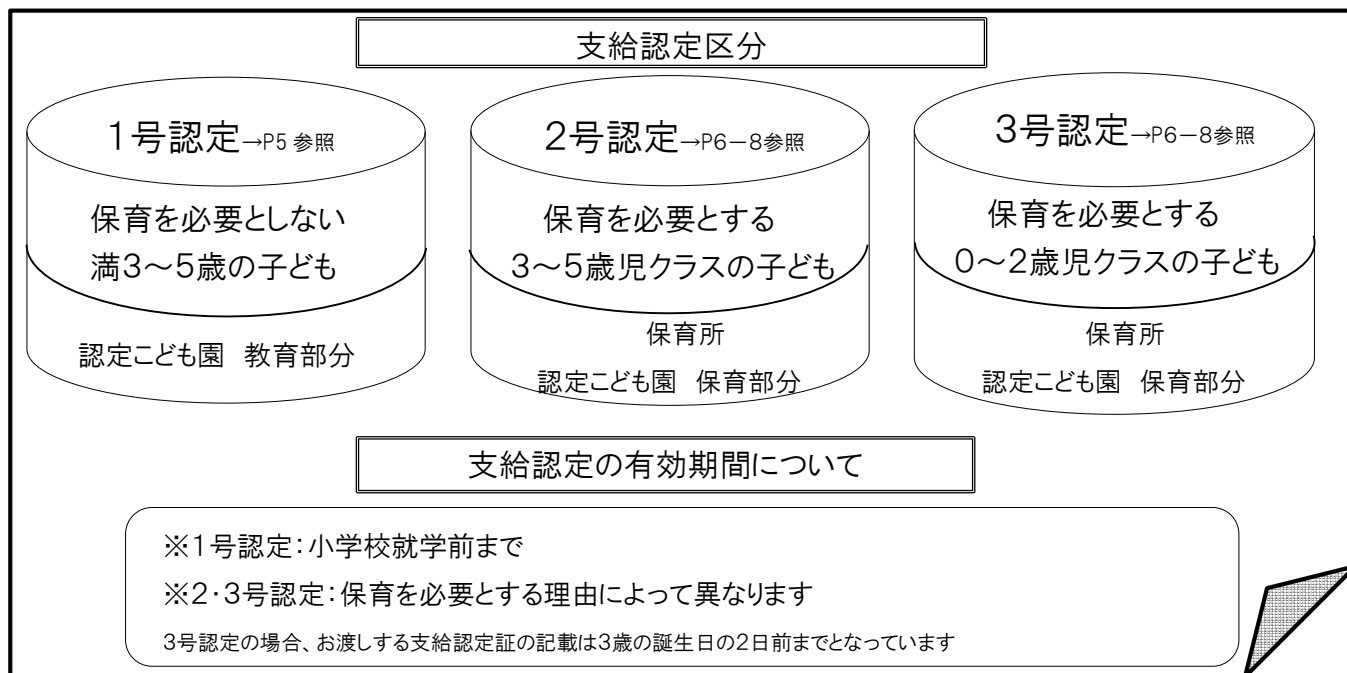
2. 利用申し込みから入所決定までの流れ



3. 利用のための認定

保育所・認定こども園を利用するためには「支給認定」が必要です。

下記の3つの認定区分に応じて、利用可能な施設や利用できる時間が決まります。



令和8年度 クラス年齢

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	令和 7年（2025年）4月2日 ～
1歳児	令和 6年（2024年）4月2日 ～ 令和 7年（2025年）4月1日
2歳児	令和 5年（2023年）4月2日 ～ 令和 6年（2024年）4月1日
3歳児	令和 4年（2022年）4月2日 ～ 令和 5年（2023年）4月1日
4歳児	令和 3年（2021年）4月2日 ～ 令和 4年（2022年）4月1日
5歳児	令和 2年（2020年）4月2日 ～ 令和 3年（2021年）4月1日

※4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

4. 1号認定（教育標準時間認定）

（１）1号認定の利用先

「幼保連携型認定こども園」は教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。利用定員は各こども園で異なります。

私立

さつきヶ丘こども園、こども園ふたば、
大朝こども園、ルンビニこども園
蔵迫こども園、壬生こども園、都谷こども園

（２）利用時間

幼保連携型認定こども園の1号認定での設定時間で教育を実施します。

教育標準時間の設定時間は施設ごとに異なります。

幼稚園型一時預かりや延長保育の利用を希望する場合は、施設に申請してください。利用料金については施設ごとに異なります。P23～29の施設情報をご参照ください。

（３）利用者負担額

認定こども園の第1号認定については、満3歳から無償化の対象となります。

（４）副食費

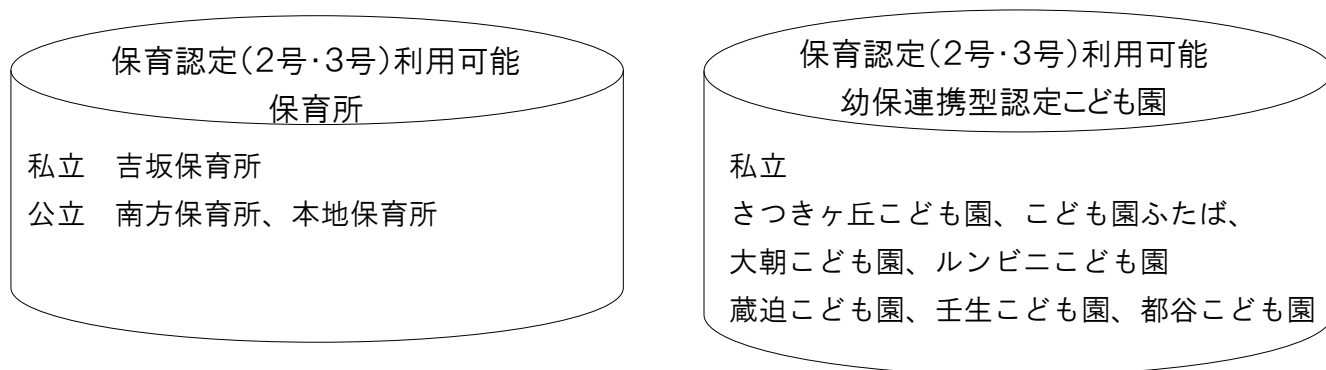
保育料無償化に伴い、今まで保育利用料に含まれていた副食費（給食のおかず代、おやつ代など）が実費徴収となり、町内の認定こども園に在籍されている方は保育施設へ直接お支払いいただくことになります。ただし、「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「生計を一にする世帯に属する子どものうち18歳未満の第3子以降の子ども」については、副食費が免除されます。（10. 副食費対象者フローチャート（P22）を参照してください）副食費の額は各施設ごとに異なります。P23～29の施設情報をご参照ください。

※副食費のほか、入園時にかかる費用や、特色ある教育のための別途費用がかかることがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

5. 2・3号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）

（１）2・3号認定の利用先

保育所は、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって養護・教育する施設です。幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。対象年齢はどの施設もおおむね2ヵ月からです。



（２）保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）

保育の必要量は利用時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間	保育短時間
原則的な保育時間8時間＋就労時間などを もとに必要と認められる最大3時間 （1日あたり最長11時間までの利用）	原則的な保育時間8時間 （1日あたり最長8時間までの利用）

保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて認定します。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最長で施設を利用することのできる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労時間及び通勤時間などを合わせた実状に応じた保育が必要とされる時間となります。

保育短時間で認定される場合でも、やむを得ず保育標準時間を希望する場合は役場こども家庭課へご相談ください。

施設ごとに開所時間、閉所時間が異なります。延長保育の利用を希望する場合は、施設に申請してください。利用料金等についてはP23～29の施設情報をご参照ください。

（３）保育を必要とする事由

認定にあたり、保護者に下記のいずれかの事情があり、保育が必要な状態であることが必要です。

保育を必要とする事由	保育時間認定	認定期間	必要書類
就労 ※計算方法）休憩を含む就業時間/日×就業日数/月	●就業時間が120時間以上/月であることを常態としている ⇒ 保育標準時間 ●就業時間が48時間以上120時間未満/月であることを常態としている⇒ 保育短時間	小学校就学前までの保育を必要とする期間	就労証明書 北広島町ホームページから様式ダウンロード可能
出産の準備や出産後の休養が必要である	保育標準時間 （最長11時間）	出産（予定）日を起点とし、産前3ヵ月前の日の属する月の1日から、産後3ヵ月後の日の属する月の末日までの保育を必要とする期間	申立書 かつ 母子健康手帳の表紙及び出産（予定）日が

	最長 7 ヶ月	※産前の申請の場合は出産予定日を起点、産後の申請の場合は出産日を起点とし、認定後の変更は行いません	書かれているページの コピー
保護者が疾病、障がい を有している	保育標準時間 (最長 1 1 時間)	療養を必要としなくなるまでの保育を必要とする期間(診断書に記載された期間)	申立書 かつ 診断書、障害者手帳 等※診断書は保育が 困難であることが記 載されているもの
同居または長期入院等し ている親族の介護・看護 をしている	保育標準時間 (最長 1 1 時間)	介護・看護を必要としなくなるまでの保育を 必要とする期間	申立書 かつ 障害者手帳、診断書、 入院証明書、要介護 認定証等
災害復旧にあたっている	保育標準時間 (最長 1 1 時間)	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	申立書 かつ 写真等
就学中(職業訓練校等に おける職業訓練、自動車 学校を含む)である	保育標準時間 (最長 1 1 時間)	保護者の卒業予定日または修了予定日の属す る月の月末	申立書 かつ 在学証明書または学 生証等
虐待やDVのおそれがある 場合などその他特例	保育標準時間 (最長 1 1 時間)	保育を必要とする期間	
育児休業取得中に、既に 保育を利用している子ども がいて継続利用が必要 である	保育短時間 (最長 8 時間)	育児休業取得期間終了まで	就労証明書 かつ 育児休業証明書
求職活動(起業準備含む)	保育短時間(最長 8 時間) 原則年 1 回	入所日から起算して最長 3 か月間 ※原則 期間延長はありません。 ※緊急事態宣言期間は考慮します。	申立書

各必要書類は北広島町ホームページから様式がダウンロードできます。

(4) 利用者負担額

無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学時までの 3 年間です。2 号認定の児童の保育利用料の負担はありません。

3 号認定の保育利用料は保護者(父及び母 又は 扶養義務者)の市町村民税(住宅借入金等特別控除前の額等)の額により算定します。

令和 8 年 4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分
前期分	令和 7 年度市町村税額で算出 (※令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の所得に応じて算出)										
後期分					令和 8 年度市町村民税額で算出 (※令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月の所得に応じて算出)						

令和8年度 保育利用料 基準額表【保育3号認定】

3号認定		(3号認定)	
定義	階層	保育標準時間	保育短時間
		3歳未満	3歳未満
生活保護法による被保護世帯	1	0	0
市町村民税 非課税世帯 ※ひとり親世帯等は ()内の表示額	2	0 (0)	0 (0)
市町村民税課税 所得割 48,600円未満	3	9,200 (4,100)	9,000 (4,000)
48,600円以上 72,800円未満	4-1	18,900 (7,700)	18,500 (7,500)
72,800円以上 97,000円未満	4-2	22,000 (9,000)	21,600 (8,800)
97,000円以上 125,000円未満	5-1	26,100	25,500
125,000円以上 167,000円未満	5-2	29,200	28,600
167,000円以上 169,000円未満	5-3	34,600	34,000
169,000円以上 193,500円未満	6-1	34,600	34,000
193,500円以上 300,000円未満	6-2	40,900	40,000
300,000円以上 301,000円未満	6-3	53,700	52,800
301,000円以上	7	53,700	52,800

※小学校就学前の範囲において、保育所・認定こども園を利用している子のうち、最年長の子を第1子、その下の子を第2子とし、第2子の場合、表示額の半額とし、第3子以降は無料とします。

※市町村民税所得割が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯においては、年齢制限を無くし、第1子は()内の表示額とし、第2子以降は無料とします。

※生計を一にする世帯に属する子どものうち18歳未満の第3子以降の利用者負担額は、無料とします。

※児童の年齢については令和8年4月1日時点の年齢です。(年度内に誕生日を迎えても変更ありません)

保育利用料は

保育所(公立・私立)・・・北広島町に納付

認定こども園・・・・・・・・・・利用保育施設に納付となります。

(5) 副食費(2号認定対象)※3号認定は保育利用料に副食費が含まれています

保育料無償化に伴い、今まで保育利用料に含まれていた副食費(給食のおかず代、おやつ代など)が実費徴収となり、町内の認定こども園・私立保育所に在籍されている方は保育施設へ直接お支払いいただくこととなります。公立保育所に在籍されている方は口座振替となります。ただし、「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「生計を一にする世帯に属する子どものうち18歳未満の第3子以降の子ども」については、副食費が免除されます。(10. 副食費対象者フローチャート(P22)を参照してください) 副食費の負担額は各施設ごとに異なります。P23～29の施設情報をご参照ください。

6. 入所申し込みの必要書類

新規利用児童

①支給認定申請書兼保育施設利用申込書

②保育の必要性を証明する書類（2号・3号認定希望の児童）P6～7記載

③マイナンバー記入用紙

●保護者本人が提出する場合

同居者全員のマイナンバーの番号確認 （次のいずれか）	保護者の本人確認 （次のいずれか）
①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	①個人番号カード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等（写真がないものは2点確認）

●保護者以外の方が提出する場合

代理確認	代理人確認（次のいずれか）	同居者全員のマイナンバーの番号確認（次のいずれか）
マイナンバー記入用紙の「委任状」の欄に記載してください	①個人番号カード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等（写真がないものは2点確認）	①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

継続利用児童

①支給認定現況届

②保育の必要性を証明する書類（2号・3号認定希望の児童）P6～7記載

該当者のみ

●離婚調停中で別居の方
調停中であることが分かる書類の写し（裁判所発行のもの）

●同居家族で障害者手帳を所持している方がいる場合
その方の障害者手帳の写し（氏名・等級が記載されている部分）

●アレルギー等に係る医師の診断書

●令和7年1月1日以降に北広島町に転入し、父母または養育者が、マイナンバーで市町村民税が確認ができない場合は、市町村民税課税台帳記載事項証明書

○支給認定申請書兼保育施設利用申込書（新規）【記入例】…10・11ページ

○マイナンバー記入用紙【記入例】…12ページ

○支給認定現況届（継続）【記入例】…13・14ページ

○就労証明書【見本】…15ページ

○申立書【記入例】…16ページ

○育児休業証明書【見本】…17ページ

北広島町長 様

次のとおり、支給認定に係る現在の状況について届け出ます。

また、北広島町が支給認定及び利用者負担額（保育料）の決定のため、町が保有する個人情報（課税状況、生活保護受給状況等）を閲覧することに同意し、教育・保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有することに同意します。

				記入日	令和 7 年 11 月 1 日	
〒731-1595 北広島町 有田1234番地						
氏名		生年月日	続柄	連絡先電話番号		
保護者	(ふりがな) きたひろ たろう	平成5 年	父	自宅	0826-00-0000	
	北広 太郎	5 月 1 日生		携帯	090-0000-△△△△	
	(ふりがな) きたひろ はなこ	平成6 年	母	自宅	0826-00-0000	
	北広 花子	3 月 1 日生		携帯	080-0000-△△△△	
支給認定 こども	氏名	18歳未満の範囲で		生年月日	年齢	性別
	(ふりがな) きたひろ しまこ	第 2 子		令和7年4月1日	1	男 女
	北広 島子					

※年齢の欄には令和8年4月1日時点での年齢を記入してください。

申請区分	1号認定（教育認定）	2号・3号認定（保育認定）	
利用区分の希望	☐ 教育標準時間利用 【認定こども園に通う場合】	☒ 保育標準時間利用 (最長11時間)	☐ 保育短時間利用 (最長8時間)

①世帯の状況

	氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢	勤務先または 学校名・学年等	障害者手帳等 の有無
申請する児童の同居者	北広 島太	兄	平成28年 5 月 5 日生	9	〇〇小学校〇年生	有 無
	北広 太一	祖父	昭和41年 6 月 6 日生	59	〇〇〇〇	有 無
	北広 ハナ	祖母	昭和41年 7 月 7 日生	59	〇〇〇〇	有 無
			年 月 日生			
			年 月 日生			

該当の方は、障害者手帳のコピーを添付して下さい。

②祖父母の状況

	氏名	年齢	同居・別居	住居（別居の場合のみ）	就労状況等
父方	祖父 北広 太一	59	同居 別居		就労 自営・無職・その他
	祖母 北広 ハナ	59	同居 別居		就労 自営・無職・その他
母方	祖父 広島 一郎	63	同居 別居	広島市中区基町10-52	就労 自営・無職・その他
	祖母 広島 菜々子	62	同居 別居	広島市中区基町10-52	就労 自営・無職・その他

③利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日 から	☐ 令和 年 月 日 ☒ 小学校就学前まで
利用を希望する施設名	第1希望 〇〇こども園	(希望理由) 家から近いため
	第2希望 □□保育所	(希望理由) 2番目に近いため
	第3希望 △△こども園	(希望理由) 職場から近いため

④保育の希望※2号、3号認定を受ける場合に記入してください※園と情報共有しますので就労時間に応じた希望保育時間をご記入ください

保育を必要とする理由	続柄： ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 集団生活 ☐ その他						
家庭の状況 該当の場合	☐ ひとり親家庭 ☐ 在宅障害児（者）のいる世帯 ☐ 左記以外（ ）						
生活保護適用の有無	☒ 適用無し ☐ 適用有り（平成・令和 年 月 日保護開始）						
必要とする利用時間	平日 【登園】 8 時 00 分 ～ 【降園】 17 時 00 分 土曜日 【登園】 時 分 ～ 【降園】 時 分						
保育園への送迎方法	☒ 自家用車・自転車・徒歩・その他						
主たる送迎者	氏名 北広 花子 児童との続柄 母						
保育園への送迎にかかる時間	<table border="1"> <tr> <td>送り</td> <td>自宅から保育園 7時45分 ～ 8時00分</td> <td>保育園から勤務先※就労の場合のみ 8時00分～ 8時15分</td> </tr> <tr> <td>迎え</td> <td>勤務先から保育園※就労の場合のみ 16時45分～17時00分</td> <td>保育園から自宅 17時00分～17時15分</td> </tr> </table>	送り	自宅から保育園 7時45分 ～ 8時00分	保育園から勤務先※就労の場合のみ 8時00分～ 8時15分	迎え	勤務先から保育園※就労の場合のみ 16時45分～17時00分	保育園から自宅 17時00分～17時15分
送り	自宅から保育園 7時45分 ～ 8時00分	保育園から勤務先※就労の場合のみ 8時00分～ 8時15分					
迎え	勤務先から保育園※就労の場合のみ 16時45分～17時00分	保育園から自宅 17時00分～17時15分					

⑤申請児童の情報 ※安全にお預かりする上で必要な情報ですので、漏れのないよう記入してください

哺乳	☐ 母乳 ☒ 人工乳	離乳食	開始(6 か月) 完了(18 か月)
妊娠・出産について	出産時週数(40 週) 出生時体重(3110 g) ①妊娠中の異常：なし・あり() ②お産の時の異常：なし・あり() () ③出生時の異常：なし・あり()		
発達について	①くびのすわり 生後(4)か月頃 ②おすわり 生後(6)か月頃 ③一人歩き 生後(12)か月頃 ④ことばのいいはじめ 生後(18)か月頃		
予防接種について	・ヒブ(2 回・未) ・小児用肺炎球菌(2 回・未) ・水痘(回 未) ・4(5)種混合：1期初回 回、1期追加(済・未) ・麻しん風しん：第1期(済・未) 第2期(済・未) ・BCG(済・未) ・日本脳炎1期初回(回)、1期追加(済・未) ・B型肝炎(回・未) ・その他()		
発達や慢性的な病気のことで相談している病院や施設	☐ 無 ☒ 有(病院・施設名 ○ (病名等 △△ (症状 □□)		
健診の受診	☐ 無 ☒ 有(乳児(前期・後期) ・ 1歳6か月児 ・ 3歳児)		
健診での指導事項	☒ 無 ☐ 有(内容：)		
障害者手帳の有無	☒ 無 ☐ 有(身体、療育、精神 手帳 級)		
アレルギー情報	☐ 無 ☒ 有 ※有の場合→ ☐ 個別対応が必要		
その他健康状況	☐ アトピー ☒ ぜんそく ☐ てんかん ☐ 熱性けいれん		
過去に入院したことがある	☒ 無 ☐ 有(内容)		
特記事項	気になることや心配なこと・施設等に伝えておきたいこと等あれば記入してください。		

必要に応じて医師の診断書等を添付して下さい

該当の方はアレルギーに係る医師の診断書等を添付して下さい

記入例

マイナンバー記入用紙

北広島町長 様

支給認定及び施設利用調整に係る申請につき、以下のとおりマイナンバーを提出します。

申請を行う保護者（手続きに来られる父または母）													
氏名	続柄	生年月日	マイナンバー										
北広 太郎	父	平成5年 5月 1日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

申請に係る児童													
氏名	生年月日	マイナンバー											
北広 島子	令和7年 4月 1日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

申請児童の保護者・保護者以外の家族及び同居者 ※申請を行う保護者、申請に係る児童を除く													
氏名	続柄	生年月日	マイナンバー										
北広 花子	母	平成 6年 3月 1日	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
北広 島太	兄	平成28年 5月 5日	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
北広 太一	祖父	昭和41年 6月 6日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
北広 ハナ	祖母	昭和41年 7月 7日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		年 月 日											
		年 月 日											

委任状

北広島町長 様

令和7年11月1日

（委任者）住所 北広島町有田1234番地

氏名 北広 太郎



私は、下記の者を代理人と定め、子どものための教育・保育の支給認定及び施設の利用に係る手続きに関する権限を委任します。

（受任者）住所 北広島町有田1234番地

氏名 北広 太一



※ここより下には記入しないでください。

北広島町確認欄		委任による提出の場合は、提出に来られた方の身分確認書類の提示をお願いします。	
□記載されている個人番号が正しい番号であることを確認した。（番号確認）			
≪確認書類≫ □マイナンバーカード □マイナンバー通知カード □マイナンバー記載の住民票の写し □住民票記載事項証明書			

記入例

支給認定現況届

(施設型給付費・地域型保育給付費等)

北広島町長 様

次のとおり、支給認定に係る現在の状況について届け出ます。

また、北広島町が支給認定及び利用者負担額(保育料)の決定のため、町が保有する個人情報(課税状況、生活保護受給状況等)を閲覧することに同意し、教育・保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有することに同意します。

記入日 令和 7 年 11 月 1 日

〒731-1595 北広島町有田1234番地

氏名		生年月日	続柄	連絡先電話番号		
保護者	(ふりがな) <u>きたひろ たろう</u>	平成 5 年	父	自宅	0826-00-□□□□	
	北広 太郎	5 月 1 日生		携帯	090-0000-△△△△	
	(ふりがな) <u>きたひろ はなこ</u>	平成 6 年	母	自宅	0826-00-□□□□	
	北広 花子	3 月 1 日生		携帯	080-0000-△△△△	
支給認定 子ども	氏名	18歳未満の範囲で		生年月日	年齢	性別
	(ふりがな) <u>きたひろ しまこ</u>	第 2 子		令和7年4月1日	1	男 <u>女</u>
北広 島子						

※年齢の欄には令和8年4月1日時点での年齢を記入してください。

申請区分	1号認定(教育認定)	2号・3号認定(保育認定)	
利用区分の希望	☐ 教育標準時間利用 【認定子ども園に通う場合】	☒ 保育標準時間利用 (最長11時間)	☐ 保育短時間利用 (最長8時間)

①世帯の状況

	氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢	勤務先または 学校名等	障害者手帳等 の有無
居る 申請する児童の同	北広 島太	兄	平成28年 5 月 5 日生	9	〇〇小学校〇年生	有 <u>無</u>
	北広 太一	祖父	昭和41年 6 月 6 日生	59	〇〇〇〇	有 <u>無</u>
	北広 ハナ	祖母	昭和41年 7 月 7 日生	59	〇〇〇〇	有 <u>無</u>
			年 月 日生			

該当の方は、障害者手帳のコピーを添付して下さい。

②祖父母の状況

	氏名	年齢	同居・別居	住居(別居の場合のみ)	就労状況等
父方	祖父 北広 太一	59	<u>同居</u> 別居		<u>就労</u> 自営・無職・その他
	祖母 北広 ハナ	59	<u>同居</u> 別居		就労 <u>自営</u> ・無職・その他
母方	祖父 広島 一郎	63	同居 <u>別居</u>	広島市中区基町10-52	<u>就労</u> 自営・無職・その他
	祖母 広島 菜々子	62	同居 <u>別居</u>	広島市中区基町10-52	就労 <u>自営</u> ・無職・その他

③転園を希望する施設名

施設名	第1希望 ●●こども園	(希望理由) 家から近いため
	第2希望 □□保育所	(希望理由) 2番目に近いため
	第3希望 △△こども園	(希望理由) 職場から近いため

④申請児童の情報【転園の希望がある場合は記入】※安全にお預かりする上で必要な情報ですので漏れのないよう記入して下さい

哺乳	☐ 母乳 ☒ 人工乳	離乳食	開始(6 か月) 完了(18 か月)
妊娠・出産について	出産時週数(40 週) 出生時体重(3110 g) ①妊娠中の異常: なし・あり() ②お産の時の異常: なし・あり() ③出生時の異常: なし・あり()		
発達について	①くびのすわり 生後(4)か月頃 ②おすわり 生後(6)か月頃 ③一人歩き 生後(12)か月頃 ④ことばのいはじめ 生後(18)か月頃		
予防接種について	・ヒブ(2 回・未) ・小児用肺炎球菌(2 回・未) ・水痘(回 未) ・4(5)種混合: 1期初回 回、1期追加(済・未) ・麻しん風しん: 第1期(済・未) 第2期(済・未) ・BCG(済・未) ・日本脳炎1期初回(回)、1期追加(済・未) ・B型肝炎(回・未) ・その他()		
発達や慢性的な病気のことで相談している病院や施設	☐ 無 ・ ☒ 有(病院・施設名 ○ (病名等 △△ (症状 □□)		
健診の受診	☐ 無 ・ ☒ 有(乳児(前期・後期) ・ 1歳6か月児 ・ 3歳児)		
健診での指導事項	☒ 無 ・ ☐ 有(内容:)		
障害者手帳の有無	☒ 無 ・ ☐ 有(身体、療育、精神 手帳 級)		
アレルギー情報	☐ 無 ・ ☒ 有 ※有の場合→ ☐ 個別対応が必要		
その他健康状況	☐ アトピー ☒ ぜんそく ☐ てんかん ☐ 熱性けいれん		
過去に入院したことがある	☒ 無 ・ ☐ 有(内容)		
特記事項	気になることや心配なこと・施設等に伝えておきたいこと等あれば記入してください。		

必要に応じて医師の診断書等を添付して下さい

該当の方はアレルギーに係る医師の診断書等を添付して下さい

北広島町長 様

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—		—
担当者名				
記載者連絡先		—		—

※本証明書の内容について、就労先事業者等が無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

- 15 -

記入例

保護者記入欄

児童名 北広 島子	生年月日 令和 7 年 4 月 1 日	入所施設名 ○○こども園	□利用中 ☒ 申込中
児童名	生年月日 年 月 日	入所施設名	□利用中 □申込中
児童名	生年月日 年 月 日	入所施設名	□利用中 □申込中

申 立 書

令和 7 年 11 月 1 日

北広島町長 様

申立者 住 所 北広島町有田 1 2 3 4 番地
氏 名 北広 花子
TEL 0826-00-□□□□

保育の必要性が以下のいずれかである
保護者の氏名を記入してください

下記のとおり保育の必要性があることを申し立てます。

(該当する欄に○をしてください)

	出産の準備や出産後の休養が必要である <u>出産予定日</u> 年 月 日 ※母子手帳の表紙及び出産予定日が書かれているページのコピーを添付してください
	疾病、障がいを持っている ※診断書、障害者手帳等を添付してください (注：診断書は、保育が困難であることが記載されているもの)
	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている ※障害者手帳、診断書、入院証明書、要介護認定証等を添付してください
	災害の復旧にあたっている <u>災害発生日</u> <u>従事内容</u> ※写真等を添付してください
	就学中である <u>学校名</u> <u>在学期間</u> ※在学証明書等、学生証等を添付してください
○	求職中のため 入所日から3カ月以内に在職証明書等の提出が無い場合、保育所及び認定こども園を退所すること について同意します。 令和 7 年 11 月 1 日 署名(申立者) 北広 花子

記入日を記載してください

保護者記入欄

児童名	生年月日	年	月	日	入所施設名
児童名	生年月日	年	月	日	入所施設名
児童名	生年月日	年	月	日	入所施設名

↓ 以下はすべて事業者記入してもらってください

育児休業証明書

【雇用主証明欄】

就労者	住所	
	氏名	
出 産 日		
出産児童氏名		
育児休業期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日 ただし、出産児童が令和 年 月 日に保育所等を利用開始できた場合は令和 年 月 日で育児休業を終了します。
上記の事項について事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 住 所 事業所名 代表者名 電話番号		

7. その他の申請書類

●保育所を退所するときには

様式第4号

保育施設退所届書

北広島町長 様
(施設管理者 様)

次のとおり、児童を退所させたいので届け出ます。

以下の該当する項目に☑し、記入してください。

記入日	令和 8 年 4 月〇〇日
申請者住所	北広島町有田1234番地
申請者名 (保護者名)	北広 太郎

施設名	〇〇保育所		
児童名	北広 島子		
生年月日	平成・令和 7 年 4 月 1 日生	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生
退所年月日	令和 8 年 4 月 30 日		
退所理由	以下の該当する項目に☑し、記入してください。 ☒ 町外転出のため 転出先: 広島市〇〇町●●11-1 ☐ その他		
備考			

●育児休業に入るときには

17ページの育児休業証明書の提出が必要です

●認定を変更するときには

記入例

支給認定（変更・取消）申請書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

北広島町長 様
（施設管理者 様）

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る申請認定の変更申請及び認定取消について申込みます。
また、北広島町が変更申請及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を町と保育施設が情報を共有することに同意します。

記入日	令和 8 年 4 月 〇〇 日
申請者住所	北広島町有田 1 2 3 4 番地
申請者名 (保護者名)	北広 太郎

以下の該当する項目に☑し、記入してください。

施設名	〇〇保育所			☒ 利用中 ☐ 保留中
児童名	北広 島子			
生年月日	平成・令和 7 年 4 月 1 日生	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生

1 変更申請

変更事項	現行	変更後
☒ 支給認定区分／ 保育必要量の変更	☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☐ 3号標準時間 ☒ 3号短時間	☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☒ 3号標準時間 ☐ 3号短時間
☐ 住所変更		
☒ 保育を必要とする 事由の変更 (☐ 父 ☒ 母)	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☒ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()
☐ 勤務先の変更 (☐ 父 ☐ 母)	勤務先名 勤務先住所 勤務先電話番号	勤務先名 勤務先住所 勤務先電話番号
☐ 認定期間変更	令和 7 年 4 月 1 日～ ☒ 令和 7 年 6 月 30 日まで ☐ 小学校就学前まで	令和 7 年 7 月 1 日～ ☐ 令和 年 月 日まで ☒ 小学校就学前まで
☐ 児童名変更		
☐ 世帯構成変更	氏名： 変更理由： ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 同居 ☐ その他 ()	
☐ その他		

変更（希望）年月日	令和 8 年 7 月 1 日
-----------	----------------

2 取消申請

理由	☐ 町外転出 ☐ その他 ()
転出先住所	
電話番号	

※支給認定変更は、入所定員の関係等（定員超過など）で、できない場合があります。

●就労の認定時間を変更するときは

記入例

就労（保育短時間・標準時間）支給認定変更申請書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

北広島町長 様
（施設管理者 様）

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る申請認定の変更申請及び認定取消について申込みます。
また、北広島町が変更申請及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を町と保育施設が情報を共有することに同意します。

記入日	令和 8 年 4 月 〇〇 日
申請者住所	北広島町有田 1 2 3 4 番地
申請者名 (保護者名)	北広 太郎

施設名	〇〇保育所			☒ 利用中 ☐ 保留中
児童名	北広 島子			
生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日生	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生

支給認定区分	☒ 保育短時間（最長 8 時間）から保育標準時間（最長 11 時間）へ変更
変更を必要とする理由	☐ 就労時間帯との関係から「 <u>保育短時間の設定時間※</u> 」を超えて利用せざるを得ないため ☒ 通勤時間（保育施設への送迎時間を含む）を含めると、「 <u>保育短時間の設定時間※</u> 」を超えて利用せざるを得ないため ☐ その他

※保育短時間の設定時間：8：30～16：30

※通勤時間（保育施設への送迎時間を含む）を含めると、「保育短時間の設定時間」を超えて利用せざるを得ないため保育標準時間へ変更を希望する場合は、下記も記入してください。

必要とする利用時間	平日【登園】8時15分～【降園】16時45分		
	土曜日【登園】時分～【降園】時分		
保育施設への送迎方法	自家用車・自転車・徒歩・その他		
主たる送迎者	氏名 児童との続柄		
保育施設への送迎にかかる時間	送り	自宅から保育施設	保育施設から勤務先
		8時00分～8時10分	8時15分～8時30分
	迎え	勤務先から保育施設	
		16時30分～16時45分	
変更（希望）年月日	令和8年5月1日		

8. 災害時の対応

台風や豪雨などに伴う警報や避難情報発令時、保育施設には、児童や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。そこで、北広島町では、各保育施設が存在する地区に警報や避難情報等が発令された場合の町民がとるべき行動として、ガイドライン(下表)を定めています。ガイドライン運用にあたっては、町立保育施設はこれに従うこととし、私立保育施設においてもこれに準じて対応するよう努めるものとしています。

(1) 午前6時現在で発令中の場合

レベル	保護者の対応	保育施設の対応
レベル1 早期注意情報	通園可能	防災気象情報等の最新情報に注意しつつ、通常どおり開園する。
レベル2 注意報		可能な範囲で保護者等へ注意喚起を行ったうえで、通常どおり開園する。
レベル3 警報	在宅で保育が可能な場合は、登園自粛をお願いします。通園された場合、警戒レベルが引き上げられる可能性もあります。早期の迎えに備えて調整をお願いします。	在宅での保育が可能な保護者へは、登園自粛をお願いし、在宅での保育が困難な児童のみの受け入れとする。但し、警戒レベルが引き上げられた場合は、早期迎えを依頼する場合がある旨、保護者へ周知する。
レベル4 危険警報	原則、休園とする。(但し急速に天候が回復する見込みがある場合は、警戒レベル3対応とする)	
レベル5 特別警報	休園とする。	

※レベルの高い種類(大雨・土砂災害など)で判断

(2) 開園時間中に発令された場合

レベル	保護者の対応	保育施設の対応
レベル1 早期注意情報	気象情報に注意する。	防災気象情報等の最新情報に注意しつつ、継続して運営する。
レベル2 注意報		
レベル3 警報	園から連絡があります。早期に迎えが可能な場合は、お願いします。早期迎えが困難な児童は、園から連絡が随時とれるように努めてください。	早期に迎えが可能な保護者には、速やかに連絡し、迎えを依頼する。早期迎えが困難な児童は、閉所時間まで園にいることとなるが、状況により、予め保護者へ周知している避難場所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内の方が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させる。同時に、できる限り早く迎えを保護者に対し依頼する。
レベル4 危険警報	迎えをお願いします。	保護者全員へ早期迎えを依頼する。早期迎えが困難な児童を対象として運営を継続するが、状況によっては、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ、児童を避難させる。児童全員の迎え完了後は休園とする。
レベル5 特別警報		

※レベルの高い種類(大雨・土砂災害など)で判断

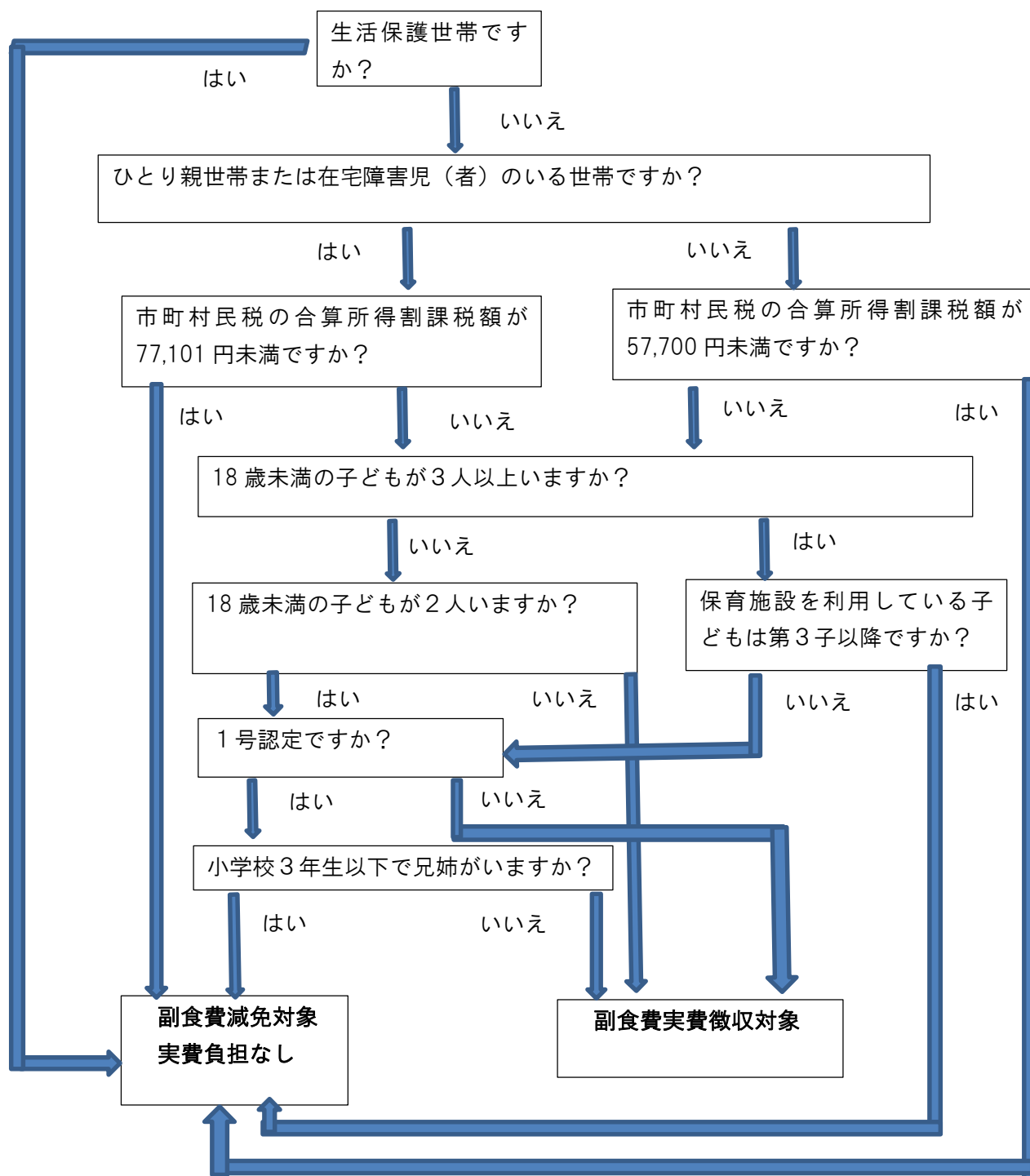
9. 給食

町内の全保育施設では、給食を実施しています。

食物アレルギーによる食事制限を必要とする児童に対しての給食（おやつも含む）は、医師の診断書に基づき、除去食を提供します。集団生活のため、限界もありますが、アレルギー食対応については保護者と保育施設がともに協力し合って取り組んでいきます。

- ・食物アレルギーの対応は医師の指示書に基づき対応します。
- ・給食での対応が困難な場合、弁当持参をお願いすることがあります。

10. 副食費対象者フローチャート



11. 令和8年度 北広島町保育施設情報

芸 北	私) さつきヶ丘こども園 大元 208-1 TEL : 0826-35-0026 0826-33-4180 	特色 子育て支援センター . 食育(菜園活動) . はだし保育(冬場を除く) . 幼年消防クラブ . 体操教室(月2回) . 園外保育 . まことの保育(仏教保育) . 英語あそび(月2回)
時 間 と 料 金 の 設 定	休園日：日曜日、祭日、年末年始(12/29～1/3)、3月最終土曜日 ※他、感染症・自然災害の発生など閉園の必要がある場合は園長の判断で休園とする 2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 保育標準時間認定(平日) 7:00～18:00 延長保育料 100 円/30 分 7:00 18:00 19:00 利用可能保育時間(最長11時間) 延長 保育標準時間認定(土曜日) 7:30～18:30 延長保育料 100 円/30 分 7:00 7:30 18:30 19:00 延長 利用可能保育時間(最長11時間) 延長 保育短時間認定 8:30～16:30 延長保育料 100 円/30 分 7:00 8:30 16:30 18:00 延長保育 利用可能保育時間(最長8時間) 延長保育 1号 (副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 教育標準時間 7:30～16:00(内7時間選択。但し9時以降の登園設定は不可。基本は8:30～15:30) 7:30 16:00 教育標準時間 利用の制限) 土曜日、夏期休暇(8/11～8/17)、冬期休暇(12/28～1/5)、春期休暇(3/26～3/31)	

大朝

私) 大朝こども園

大朝 4650

TEL：0826-82-2205



特色

はだし保育・食育(菜園活動・クッキング)・運動指導

えいごあそび・お茶のおけいこ・文化芸能活動（太鼓、銭太鼓）

夏まつり会・幼年消防クラブ・子育て支援センター地域拠点

時間と料金の設定

2・3号

(2号認定副食費)

5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします

保育標準時間認定

7：30～18：30

延長保育料

100 円/30 分

7:30

18:30

19:00

利用可能保育時間（最長 1 1 時間）

延長保育

保育短時間認定

8：30～16：30

延長保育料

100 円/30 分

7:30

8:30

16:30

19:00

延長保育

利用可能保育時間（最長 8 時間）

延長保育

1号

(副食費)

5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします

教育標準時間

8：30～16：30

一時預かり料

無料

延長保育料

100 円/30 分

7:30

8:00

8:30

13:30

16:30

19:00

延長

一時

教育標準時間

一時預かり

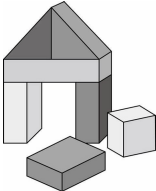
延長保育

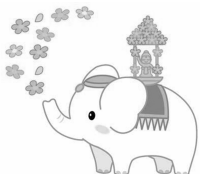
利用の制限)

土曜日、夏季休暇、冬季休暇、春季休暇

豊 平	私) 認定こども園ふたば 志路原 471 TEL: 0826-83-1170 	特色【広島県認定 自然保育認証園】 自然体験環境教育・シェアリングネイチャーを取り入れた保育 まことの保育（仏教保育）・バス運行 体操教室・幼年消防クラブ 手作りおやつ、食育（菜園活動） 子育て支援センター地域拠点
	時間と料金の設定 2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 保育標準時間認定 7:00 ~ 18:00 延長保育料 100 円/30 分 7:00 18:00 19:00 利用可能保育時間（最長 11 時間） 延長保育 保育短時間認定 8:30 ~ 16:30 一時預かり料 無料 延長保育料 100 円/30 分 7:00 8:00 8:30 16:30 19:00 延長保育 一時 利用可能保育時間（最長 8 時間） 延長保育 1号 (副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 教育標準時間 8:30 ~ 13:30 一時預かり料 無料 延長保育料 100 円/30 分 8:00 8:30 13:30 16:30 18:00 一時預 教育標準時間 一時預かり 延長保育 利用の制限 土曜日、夏期休暇（8 月中旬）、冬期休暇（12 月下旬 1 月上旬） 春期休暇（3 月下旬） ただし、相談可能	
豊 平	私) 吉坂保育所 阿坂 4535-1 TEL: 0826-84-1000 	特色 子育て支援センター協力園開放 幼年消防クラブ 食育(菜園活動・クッキング)
	時間と料金の設定 2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 保育標準時間認定 7:30 ~ 18:30 延長保育料 100 円/30 分 7:00 7:30 18:30 19:00 延長 利用可能保育時間(最長11時間) 延長保育 保育短時間認定 8:30 ~ 16:30 延長保育料 100 円/30 分 7:00 8:30 16:30 18:00 延長保育 利用可能保育時間(最長8時間) 延長保育	

豊 平	私) 都谷こども園 戸谷 2011-1 TEL: 0826-83-1238 0826-75-3080		特色 園庭全面芝生・体操教室・リトミック教室（月2回）・ 幼年消防クラブ・まことの保育（仏教保育）・食育・菜 園活動・子育て支援センター協力園
時 間 と 料 金 の 設 定	2・3号		
	(2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします		
	保育標準時間認定	7:00～18:00	延長保育料 100 円/30 分
	7:00	18:00	19:00
	利用可能保育時間（最長 1 1 時間）		延長保育
	保育短時間認定	8:30～16:30	延長保育料 100 円/30 分
	7:00	8:30	16:30 19:00
	延長保育	利用可能保育時間（最長 8 時間）	延長
	1号		
	(副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします		
	教育標準時間	8:30～13:30 一時預かり料 無料	延長保育料 100 円/30 分
	8:30	13:30	16:30 18:00
	教育標準時間		一時預かり 延長保育
	利用の制限) 夏季休暇(8/12～8/18)、冬期休暇(12/26～1/6)		

千代田	私) 蔵迫こども園  蔵迫 157-2 TEL: 72-2127 0826-75-4336	特色 まことの保育（仏教保育）・俳句カルタ 和久洋三の創造活動と積み木遊び・水泳教室・食育 はだし保育（夏期）・3歳未満児紙おもむつ自園処理（有料）
時間と料金の設定	2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 主食費 800 円/月額 保育標準時間認定 7:00～18:00 延長保育料 200 円/日 7:00 18:00 19:00 利用可能保育時間（最長 1 1 時間） 延長保育 保育短時間認定 8:30～16:30 7:00 8:30 16:30 18:00 延長保育 利用可能保育時間（最長 8 時間） 延長保育 1号 (副食費) 5,000 円程度/月額 主食費 800 円/月額 教育標準時間 8:30～16:30 一時預かり料 無料 ※7:30～8:30、16:30～17:00 の一時預かり利用に際して就労等の状況に応じて園長と面談の上決定 7:30 8:30 16:30 17:15 一時預かり 教育標準時間（8 時間） 一時預かり 利用の制限) 土曜日、夏季休暇、冬期休暇、春季休暇 休暇中に関しては相談可能	
千代田	私) ルンビニこども園  有田 104 TEL: 0826-72-2377	特色 食育、体操教室、水泳教室、まことの保育（仏教保育）
時間と料金の設定	2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 完全給食のため主食費 1,000 円/月額 保育標準時間認定 7:00～18:00 延長保育料 200 円/日 7:00 18:00 19:00 利用可能保育時間（最長 1 1 時間） 延長保育 保育短時間認定 8:30～16:30 延長保育料 200 円/時間 7:00 8:30 16:30 18:00 延長保育 利用可能保育時間（最長 8 時間） 延長 1号 (副食費) 5,000 円程度/月額 完全給食のため主食費 1,000 円/月額 教育標準時間 8:30～16:30 一時預かり料 200 円/時間 ※就労など状況に応じて一時預かり利用の相談をお受けします 7:00 8:30 16:30 18:00 一時預かり 教育標準時間 一時 利用の制限) 土曜日、夏季休暇(8/1～8/31)、冬期休暇(12/26～1/7)、春季休暇(3/25～4/4) 休暇中は随意登園（夏季休暇は、給食代 300 円/日×利用日数分を徴収します。）	

千代田	私) 壬生こども園  壬生 131 TEL: 0826-72-5221	特色 夏期はだし保育・体操教室・水泳教室・まことの保育(仏教保育)・食育(菜園活動・給食試食会)・絵本の貸し出し
	2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 保育標準時間認定 7:00 7:00~18:00 18:00 19:00 延長保育料 200 円/日 利用可能保育時間(最長11時間) 延長保育 保育短時間認定 7:00 8:30~16:30 16:30 18:00 19:00 延長保育料 200 円/回 延長保育 利用可能保育時間(最長8時間) 延長 延長保育 1号 (副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 教育標準時間 7:00 8:30~13:30 13:30 16:30 18:00 一時預かり料 無料 延長保育料 200 円/回 延長保育 教育標準時間 一時預かり 延長 利用の制限) 土曜日、夏期休暇(8月中旬)、冬期休暇(12月下旬、1月上旬)、春期休暇(3月下旬)	
千代田	公) 本地保育所  本地 2675-1 TEL: 0826-72-2494	特色 異年齢保育・はだし保育(冬場寒い時を除く) 食育・園外保育・安全教室・体操教室・水泳教室 お茶の稽古・幼年消防クラブ
	2・3号 (2号認定副食費) 5,000 円程度/月額 ※3月に決まり次第お知らせします 保育標準時間認定 7:00 7:30~18:30 18:30 19:00 延長保育料 100 円/30分 延長 利用可能保育時間(最長11時間) 延長保育 保育短時間認定 7:00 8:30~16:30 16:30 18:00 延長保育料 100 円/30分 延長保育 利用可能保育時間(最長8時間) 延長保育	

千代田

公)南方保育所

南方 1837

TEL : 0826-72-4678



特色

異年齢保育・はだし保育（冬場寒い時を除く）

食育・園外保育・安全教室・体操教室・水泳教室

幼年消防クラブ

2・3号

(2号認定副食費)

5,000 円程度/月額

※3月に決まり次第お知らせします

保育標準時間認定

7:30~18:30

延長保育料 100 円/30 分

7:00

7:30

18:30

19:00

延長

利用可能保育時間(最長11時間)

延長保育

保育短時間認定

8:30~16:30

延長保育料 100 円/30 分

7:00

8:30

16:30

18:00

延長保育

利用可能保育時間(最長8時間)

延長保育

12. 子育て支援センター

子育て支援センターは、育児相談、保育園児との交流、子育てサークルの支援、親子の友だちづくりなどを目的に、町内に4か所あります。

名称	実施園(場所)	事業内容	休所日
芸北子育て支援センター 	幼保連携型認定こども園 さつきヶ丘こども園 北広島町大元 208-1 電話:0826-35-0048 mail: kosodate@satsukigaoka.com	・園庭開放 ・子育て相談 ・なかまいいり ・面接・電話相談 ・ママ友クラブ ・園児交流	土曜・日曜・祝日 年末年始
大朝子育て支援センター 	幼保連携型認定こども園 大朝こども園 北広島町大朝 4650 電話:0826-82-7200 mail:ikuchan-kitahiroshimatown 2121@docomo.ne.jp	・園庭開放 ・子育て相談 ・わくわく広場(育児講座) ・ぽかぽかカフェ(食育) ・おたのしみ会	土曜・日曜・祝日 年末年始
千代田子育て支援センターすこやか 	幼保連携型認定こども園 ルンビニこども園 (すこやか) 北広島町有田 98-2 電話:0826-75-3901 mail: ikuchan- kitahiroshimatown 2122@docomo.ne.jp	・子育て親子の交流の場 ・子育て相談 ・育児講座 ・情報提供	土曜・日曜・祝日 年末年始
豊平子育て支援センタールンルン 	幼保連携型認定こども園 ふたば (ルンルン) 北広島町志路原 471 電話:0826-83-0008 mail: ikuchan- kitahiroshimatown 2123@docomo.ne.jp	・子育てルンルン(園開放) ・ルンルン通信の発行(月1回) ・子育て相談・妊婦育児相談 ・リフレッシュ講座 ・親子でたのしみ会 ・おたのしみ会・妊婦育児相談 ・サークル支援ふたご・みつごサークル	土曜・日曜・祝日 年末年始 お盆

13. 病児・病後児保育事業

病気回復期で保育所等の集団生活が難しい時期の児童を、仕事等の都合で保護者が看ることができない場合、専用の保育室でお預かりする事業です。

実施施設：病児・病後児保育室「ユーカリ」

(医療法人明和会 北広島町壬生 309-1)

対象児：生後3か月程度～小学校6年生まで 利用定員3名

利用時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30

(土日・祝日・8月14～16日・12月29日～1月3日を除く)

利用方法：①登録申請書により、あらかじめ登録をお願いします。

②病気になったら、かかりつけ医に受診してください。

③病児・病後児保育室利用可能と医師が判断した場合、医師確認書を作成してもらいます。(確認書は町内の医療機関にはあります。町外の場合は事前に役場こども家庭課またはユーカリまで取りにお越しいただくか、ホームページよりダウンロードしてください。)

④「ユーカリ」に電話で予約してください。

⑤利用申込書に医師確認書を添付し、子どもを預ける。

利用料金：町内在住者・在勤者 500円/1日

※減免制度あり 役場こども家庭課子育て支援係に申請をしてください

：町外在住者 1,500円/1日

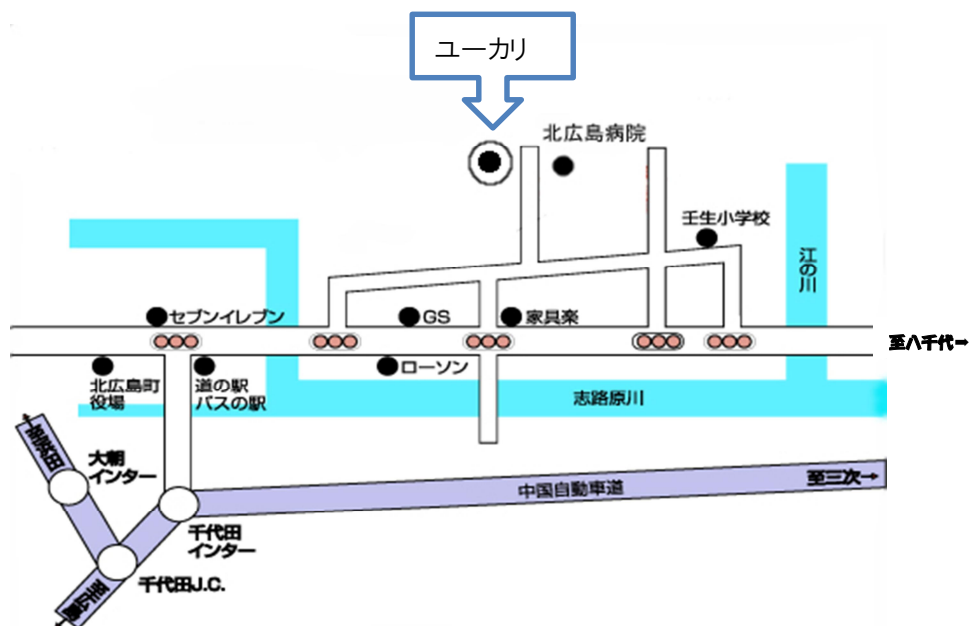
おやつ・弁当持込み可(注文の場合：昼食500円・おやつ100円)

利用期間：連続5日まで

*定員数・病気の内容により、お受けできない場合があります。

申込み先：明和会託児所メルヘン横 病児・病後児保育室「ユーカリ」

Tel0826-72-0822



連絡先 TEL (0826) 72-0822 メルヘン横 病児・病後児保育室ユーカリ

14. ファミリー・サポート・センター事業について

育児の支援をお願いしたい人(依頼会員)と育児の支援をする人(提供会員)による地域相互扶助の制度です。

応援内容：保育施設・児童クラブへの送迎・終了後の預かり

冠婚葬祭等、預かりの必要なとき など

対象年齢：原則 6 か月～小学 6 年生 (ただし、提供会員が応じられる範囲内で、ご相談に応じます。また、対応できない場合はお断りする事もあります。)

利用時間：7：30～20：00 週 6 日以内 1 回の預かりは原則 4 時間以内

利用料金：月曜日～土曜日 600 円/1 時間 (内 300 円を町で補助します)
(1 時間を超えた場合は 1 5 0 円/3 0 分を追加)

：日曜・祝日・年末年始 700 円/1 時間 (内 350 円を町で補助します)

(1 時間を超えた場合は 1 7 5 円/3 0 分を追加)

*送迎時は、ガソリン代が必要です (20 円/km)

*おやつ、夕食が必要な場合は、依頼会員が用意するか、実費を負担。

申込み先：北広島町役場こども家庭課 子育て支援係 TEL0826-72-7350

15. 一時預かりについて

一時的に保育が必要となる時(パートタイムの就労や保護者の入院、突然の不幸など)、保育施設に入所していなくても保育施設の一時預かりを利用することができます。対象は未就学児で、保育時間は通常の保育時間を超えない範囲でのご利用となります。ご希望の際は直接各保育施設にお問い合わせください。料金は施設ごとに異なります。

(公)南方保育所・本地保育所

0 歳児 700 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 250 円/時間 4 歳以上児 200 円/時間

さつきヶ丘こども園 ※計算は 15 分毎

0～1 歳未満 500 円/時間 1～3 歳未満 400 円/時間 3 歳～4 歳未満 300 円/時間 4 歳～200 円/時間

大朝こども園

0 歳児 600 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 250 円/時間 4 歳以上児 200 円/時間

認定こども園ふたば

0 歳児 500 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 300 円/時間 4.5 歳児 200 円/時間

吉坂保育所

3 歳未満児 300 円/時間 3 歳以上児 200 円/時間

都谷こども園

0 歳児 500 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 250 円/時間 4 歳以上児 200 円/時間

蔵迫こども園

0 歳児 600 円/時間 1.2 歳児 300 円/時間 3 歳以上児 200 円/時間

ルンビニこども園

0 歳児 600 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 250 円/時間 4 歳以上児 200 円/時間

壬生こども園

0 歳児 700 円/時間 1.2 歳児 400 円/時間 3 歳児 250 円/時間 4 歳以上児 200 円/時間